

委員会提出議案第 1 1 号

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書

地方自治法第 1 0 9 条第 6 項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

岩倉市議会議長 須 藤 智 子 様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 水 野 忠 三

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書

70歳以上の高齢者の約半数は加齢性の難聴と推定されている。

加齢性難聴は日常生活に支障を生じさせ、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となるとともに、うつ状態や認知症の要因になる危険性も指摘されている。

補聴器は高額なうえ保険適用がないため、所有率は欧米諸国と比べてきわめて低い状況にある。高齢になっても心身ともに健やかに過ごすことができるよう、補聴器購入に対する助成の実施を強く求める。

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設すること。
- 2 特定健康診査項目に聴力検査を組み入れること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣